

1 事業の趣旨

「中野区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」は、中野区において住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用し、これらの住宅確保要配慮者の入居を断らないセーフティネット住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度の創設に合わせ、予算の範囲内において、本整備に要する費用の一部を補助するものです。

2 改修費補助に係る事業の手続き

交付申請前に必ず区への**事前相談**をお願いします。工事内容によっては建築課等への確認が必要になる場合があります。また原則として、区への交付申請前に**セーフティネット専用住宅登録**をお願いします。(※)

※登録方法等詳細は以下の東京都及び国のウェブサイトを参照下さい。

【東京都 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅について】
https://www.iuutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/iuutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html
 【セーフティネット住宅 情報提供システム】
<https://www.safetynet-iutaku.jp/guest/index.php>

3 手続きの流れ

申請の注意点(期限等)	申請者	中野区
交付申請 1 か月前程度を目処（令和5年度は 10月31日まで） にご相談下さい。なお工事内容によっては建築課への相談も必要となり、時間を要する可能性があるため、期限には余裕をもってご相談下さい。	①事前相談	②申請書類の事前審査
令和5年度の交付申請期限は 11月30日まで	③交付申請	④交付決定
交付決定後に必ず工事契約及び着手 して下さい。	⑤工事契約・着手	
申請内容に変更がない場合、手続は不要です。	⑥変更承認申請 ⑥交付申請取下	⑦変更承認決定 ⑦取消決定通知
完了実績報告は 3月末が期限です。必ず交付申請年度内に工事を完了させて下さい。 年度内に工事完了しない場合、交付金が受けられません。	⑧完了実績報告	⑨補助金額確定通知
	⑩交付請求	⑪補助金交付
原則、改修工事が完了した日から最低10年間は入居者状況等について、定期的に区へ報告をする必要があります。	⑫入居状況報告	⑬報告受領